

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 7 年度第 1 回芦屋市行政アドバイザー会議
日 時	令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) 午後 4 時～午後 5 時 1 5 分
場 所	芦屋市役所 分庁舎 2 階 大会議室
出 席 者	会 長 林 昌彦 委 員 寺見 陽子、苫野 一徳、加藤 義夫、浅見 雅之、田中 直也、 川上 和也 欠席委員 石黒 一彦、窪田 幸子
事 務 局	企画部市長公室 室長 伊藤 浩一 企画部市長公室政策推進課 課長 田中 孝之 企画部市長公室政策推進課 主査 河合 徹 企画部市長公室政策推進課 課員 西畑 裕人
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者全員の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会・企画部長あいさつ
- (2) アドバイザー自己紹介
- (3) 市関係職員等の紹介
- (4) 議題
 - ア 第 3 期芦屋市創生総合戦略（案）について
 - イ 企業版ふるさと納税について
 - ウ その他

2 提出資料

- 資料 1：次第
資料 2：行政アドバイザー名簿
資料 3：総合計画（創生総合戦略）と企業版ふるさと納税の関係性
資料 4：第 3 期創生総合戦略（案）
資料 5：地域再生計画
資料 6：企業版ふるさと納税の効果検証について
資料 7：内閣府 企業版ふるさと納税 パンフレット

3 審議内容

- (1) 開会・企画部長あいさつ
林会長：それでは、定刻になりましたので、ただ今より、行政アドバイザー会議を開催いたし

ます。

芦屋市では、令和8年度からの第5次総合計画後期基本計画と第3期創生総合戦略の一体的策定を進めております。本日は、創生総合戦略と関連する、企業版ふるさと納税を中心にご助言を賜ればと考えております。

※企画部長欠席のため、部長挨拶は省略

※(2) アドバイザー自己紹介、(3) 市関係職員等の紹介は省略

(4) 議題

林会長：審議に入る前に会議の運営に関して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局／伊藤：会議の公開・非公開に関しましては、本市の情報公開条例により、一定の条件を除いて原則として公開となっておりますので、公開したいと思います。

林会長：傍聴を希望される方がいらっしゃれば、ご案内をお願いいたします。

事務局／伊藤：傍聴希望者はいらっしゃいません。

事務局／伊藤：配布資料の確認

事務局／伊藤：会議録作成につきまして録音をさせていただきますことと、会議録については、発言内容とともに、発言した委員名も公表するものとします。会議録の公表に当たっては、委員全員で会議録の内容を確認した後にホームページ等で公開することとなります。

林会長：それでは、議題1「第3期芦屋市創生総合戦略（案）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局／伊藤：「資料3 総合計画（創生総合戦略）と企業版ふるさと納税の関係性」、「資料4 第3期創生総合戦略（案）」について説明

林会長：この会議の主題は企業版ふるさと納税ですが、寄附を集める目的や、どのようにまちづくりに繋げるかという点について、ご説明いただきました。寄附金は重点プロジェクト1、2、3に使用するという構成になっています。ここまでの内容について、ご質問やご意見はございますか。田中委員、川上委員は初めてお聞きになった内容かと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同：特にありません。

林会長：それでは、議題2「企業版ふるさと納税について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局／河合：「資料5 地域再生計画」、「資料6 企業版ふるさと納税の効果検証について」、「資料7 内閣府 企業版ふるさと納税 パンフレット」について説明

林会長：アドバイザー会議では、ご説明いただいた内容に対してアドバイスを行うこととなっております。2024（令和6）年度は4件の寄附があったとのことですが、市としては、何が寄附につながったとお考えでしょうか。その上で、今後どのように寄附を増やしていくか、ご意見をいただきたいと思います。

事務局／田中：昨年のアドバイザー会議では、ターゲットを明確にしてアプローチするようご助言いただきました。4件のうち1法人は、芦屋市に来られた際に企業版ふるさと納税のご案内をしたことがきっかけで寄附をいただきました。また、情報発信も必要というご意見をいただき、ホームページやチラシ配布など、情報発信に取り組んだことも寄附につながったと理解しております。今後もしっかりと周知を行うことが大切であると考えます。

寺見委員：4件の寄附内容について、もう少し具体的に教えていただけますか。

事務局／田中：資料6の1～2ページの表に記載がございますが、いじめ未然防止対策事業については、タレントスクエア社様から10万円を、探究的な学び推進事業については、日本生命様、ミラタツ社様から合計で80万円を、ブランディングエリア活性化事業については、船井総研様から200万円をご寄附いただきました。先ほど申し上げた個別アプローチは日本生命様です。それ以外はホームページをご覧いただき、ご応募いただきました。また、寄附には至りませんでした。芦屋市の法人で興味を持ってくださった会社も1社ございました。制度上、芦屋市内に所在する法人は対象外となります。

川上委員：個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税の担当部署は同じですか。

事務局／田中：部署は異なります。企業版は政策推進課が、個人版は地域経済振興課、課税課及び財政課が一体となって対応しています。

川上委員：弊行では企業版ふるさと納税のマッチング業務の一環として、8市町と業務委託契約を締結しており、成果に応じて一定のフィーをいただきながら進めております。2023年3月から取扱いを開始して2年強で、12件、2,100万円の寄附実績がございます。弊行の店舗は97%が県内に位置し、県外は大阪と東京のみとなっております。県内企業からの寄附は、県全体で見るとプラスマイナスゼロになるため、東京、大阪の企業から寄附をいただけるようアプローチを行っています。委託契約先の市町の取組方は様々で、受け身の姿勢の市町もあれば、体制がしっかりと整備されている市町もあります。芦屋市では情報発信として主にホームページを活用されているかと思いますが、内閣府主催のイベントへの出展などはされていますでしょうか。

事務局／田中：セミナーの受講や情報収集は行っていますが、出展までは行っておりません。

川上委員：内閣府は自治体別の寄附実績を毎年公表しています。企業側から見て「なぜ芦屋市に寄附するのか？」というストーリーを構築できなければ、他自治体との競争で不利になる可能性があります。どのように他自治体と差別化を図るか、ストーリー作りが重要ではないでしょうか。

また、限られた人員で運営されていて、この業務に力を注ぐのは難しいかと思ひ

ますが、弊社だけでなく、他の金融機関や関連業者との連携を通じて裾野を広げていくことが効果的だと思います。

さらに、芦屋市には神戸や大阪に本社を置く企業のオーナーが多く居住されています。このような芦屋市にゆかりのある方々をターゲットとした働きかけは特に効果的ではないでしょうか。そのような方々のリストアップなどは既に実施されていますか。

事務局／田中：昨年ご指摘いただきましたが、本市ではそういった方の情報を持っていないため、個別にアプローチするという本市でできる部分に取り組みました。

川上委員：寄附の金額目安が53億円という目標に対して実績が290万円ですので、寄附獲得の戦略を再考されたほうが良いかもしれません。

寺見委員：4件の寄附活用事業について、事業が先にある寄附を募ったのですか。それとも寄附の後で事業を決定したのでしょうか。また、事業の予算はどのようになっていますか。

事務局／田中：事業が先にありますので、寄附金はもともと予算化されている事業の一部に充当しております。

加藤委員：神戸・阪神間には企業がたくさんあります。神戸市、西宮市、尼崎市は芦屋市とは人口規模が異なるので比較対象になりにくいかもしれませんが、290万円は相対的に見て少ないのでしょうか。神戸・阪神間で寄附を多く集めている自治体はどこで、成果を上げている理由は何でしょうか。企業と自治体とがWin-Winの関係になるよう準備されているのかも気になります。芦屋市にはブランド力がありますので、芦屋市に寄附することが、企業のプライドをくすぐることになり得ると思いますが、それ以外で何かあるのではないかとと思います。文化芸術支援に関してはメセナというものがあります。

事務局／田中：地域再生計画の寄附の金額の目安（53億円超）は、該当する事業を全て実施した場合の上限ということで設定しました。近隣他市と情報交換する中で、下限額10万円の寄附が増えてきているという話もありましたし、突如大きな寄附をいただく場合もありますので、寄附金の多さを一様に比較して評価することは難しいです。290万円は他市と比較して決して多いということではないかもしれませんが、少ないというのも違うと考えております。

加藤委員：今後寄附件数が増えていくとお考えですか。企業側の認知度はいかがでしょうか。企業はどのようなメリットを感じて寄附されているのでしょうか。

事務局／田中：認知度は一定あると思いますが、地域に根差した経営をしているので寄附をしないというスタンスの企業もございます。冒頭に説明しましたように、企業は寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されていますので、そういった意味での分かりやすいメリットはないと言えます。

田中委員：仮に私が大阪で会社を設立し、利益が出て寄附を検討する場合、どの自治体を選ぶ

かという観点では、おそらく縁や馴染みのある自治体を選択することになるのではないかと思います。そのような状況を踏まえますと、元経営者のご自宅があるなど、芦屋市と何らかのつながりや関わりをお持ちの方々へアプローチする方が、効果的ではないかと思いました。

事務局／田中：みなと銀行様、尼崎信用金庫様のように包括連携協定を結んでいる相手先には企業版ふるさと納税のご案内をさせていただいております。芦屋市に営業に来られた企業様に、本市からも営業をかけて、寄附につながったこともございました。我々で把握できていない、芦屋にゆかりのある方に情報を伝えるため、ホームページなどでの情報発信は大事だと思っております。

苫野委員：経済的利益が禁止されているということですが、「Sponsored by」や「提供どこどこ」というクレジット表記は可能なのでしょうか。

事務局／田中：寄附を活用して整備したものに銘板等を設置することが許容されているので、その延長線上にあるということなら問題ないと考えます。本市としてなにぶん事例がございませんので、的確な回答はできかねます。

苫野委員：現在、芦屋市の教育は全国的に注目を集めており、教育関連分野で連携を希望する企業は多数存在すると思います。例えば、EdTech系企業や、ベネッセからの人材派遣などの可能性も考えられます。このような企業は今後もメディアからの注目度が高まることが予想されるため、「実はこの企業からふるさと納税をいただいています」という連携促進の方法も検討に値するのではないのでしょうか。

事務局／田中：これまで企業に対して経済的メリットはないという点を強調しすぎていたかもしれません。可能な範囲でこれならできるという点を伝えてPRするという観点は持ち合わせていませんでしたので、今後、個別・具体的に営業に回る際、いただいたアイデアを活用していきたいと思います。

浅見委員：寄附した企業が自社のCMで「芦屋のこの事業に協力しています」と発信することは可能ではないのでしょうか。ただし、寄附していなくても発信することはできます。

事務局／田中：各社が社会貢献活動として発信する分には問題ありません。寄附していない際の発信について、芦屋市がそれを把握することは難しいです。

寺見委員：クラウドファンディングと同じような仕組みでしょうか。

事務局／田中：似てはいますが、クラウドファンディングは目標の寄附額を達成したらこれを実施します、というのに対し、予算化された事業に対して賛同いただいて寄附をいただいております。

浅見委員：税金の優遇措置が付随するので、公益財団法人や認定NPO法人が実施しているクラウドファンディングに似ているように思います。

川上委員：先日、芦屋市で花火大会が開催されましたが、このようなイベントへの寄附という

形もあり得るのでしょうか。花火大会は集客力のある効果的なイベントだと思います。

事務局／伊藤：先日の花火大会はNP0法人が主催で、市からは一定の補助金が支出されています。ただし、補助金に寄附を充当するケースは考えにくいです。

浅見委員：花火大会に直接寄附をした方が、スポンサー企業としてアナウンスされるため、企業側にとっても意義があると思います。

寺見委員：寄附金を当該年度内に執行しきれない場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

事務局／田中：ある事業に対し多額の寄附をいただいたとして、それが今年度予算を超えれば基金に積み立てて次年度以降に使うということがあります。寄附のいただき方によると思います。

林会長：寄附はどのような事業でもよいというわけではなく、限定されているのでしょうか。

事務局／田中：地域再生計画に掲げる事業のみが対象となります。具体的には、ア 子育ての希望がかなう事業、イ 人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市事業ですが、地域再生計画の趣旨に外れない事業であれば可能な限り寄附金を活用して参りたいと考えております。

林会長：実際にどのような事業であれば企業が寄附をしたくなるかを考えたほうが良いかもしれません。企業側には意思決定プロセスがあり、社内決裁や株主への説明において合理的かつ説得力のある根拠が必要です。したがって、芦屋市側から企業に対してしっかりと説明を行うことが必要ではないでしょうか。他自治体の取組も参考にされた方が良いと思います。他市もそれほど多くの人材を投入しているとは思えませんし、成功している自治体には何らかの理由があると思います。

事務局／田中：マッチング業務を外部に委託している自治体もあります。昨年度ご助言いただいた、内閣府のホームページを活用した周知についても、内閣府に芦屋市の取組の掲載依頼をしています。まだ反映されていない状況です。情報収集される方により多く見ていただけるような環境づくりが大事だと思っています。

林会長：成功している自治体の取組を単に模倣するのではなく、芦屋市なりの方針を持つことが重要です。その上で、しっかりと他自治体の効果的な手法を研究されると良いでしょう。

以上で終了いたしますが、事務局から何か連絡はございますか。

事務局／伊藤：会議録は後日メールにて皆さまにご確認いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以 上